

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第12号

#### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知本庁 事 の 事 務 部 局	統轄監 部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 本部長 次長 参事監 医療 政策監 局長 筆頭総室長 総 室長 場長 所長（農林総合研 究所園芸試験場の所長を除 く。） 行政監察監 課長（農 業大学の課長を除く。） 室 長（衛生環境研究所の室長及び 農林総合研究所の室長（技術普 及室の室長を除く。）を除 く。） 副局長 副本部長 校 長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部企業立地 ・産業チームのチーム長に限 る。</u> ） 参事 <u>税務専門員</u> 秘 書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関す る事務を行う主幹並びに人事企 画課及び業務効率推進課改革推 進担当の主幹に限る。） 総括 主計員 主計員 企画員 主任 監察員 副主幹（総務課庁舎管 理担当、人事企画課、福利厚生 課及び業務効率推進課改革推進	知本庁 事 の 事 務 部 局	統轄監 部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 本部長 次長 参事監 医療 政策監 局長 筆頭総室長 総 室長 場長 所長（農林総合研 究所園芸試験場の所長を除 く。） 行政監察監 課長（農 業大学の課長を除く。） 室 長（衛生環境研究所の室長及び 農林総合研究所の室長（技術普 及室の室長を除く。）を除 く。） 副局長 副本部長 校 長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部観光・情 報発信チーム及び販路開拓チ ーム並びに衛生環境研究所のチ ーム長を除く。</u> ） 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆 頭主幹 主幹（庶務に関する事 務を行う主幹並びに人事企画課 及び業務効率推進課改革推進担 当の主幹に限る。） 総括主計 員 主計員 企画員 主任監察 員 副主幹（総務課庁舎管理担 当、人事企画課、福利厚生課及

		担当の副主幹に限る。) 監察員 主事(人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所		所長 局長 副局長 課長 室長(心と女性の相談室、 <u>医薬・疾病対策室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。</u> ) チーム長 <u>参事</u> 医療指導監 館長 課長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
公文書館		館長 <u>参事</u>
略		
高等技術専門学校		校長 <u>副校長</u> 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
水産試験場		場長 <u>主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)</u> 船長
栽培漁業センター		所長 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
略		
教育委員会事務局等	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 主幹(教育総務課 <u>総務担当、給与担当及び企画調整担当</u> の主幹に限る。) 係長( <u>小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係</u> の係長に限る。) 副主幹(教育総務課 <u>給与担当、人事担当及び企画調整担当、小中学校課就学助成担当及び管理係、特別支援教育課総務担当並びに高等学校課管理係</u> の副主幹に限る。) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課 <u>給与担当、人事担当及び</u>

		び業務効率推進課改革推進担当の副主幹に限る。) 監察員 主事(人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所		所長 局長 副局長 課長 室長(心と女性の相談室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。) チーム長 医療指導監 館長 課長補佐 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
公文書館		館長
略		
高等技術専門学校		校長 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
略		
水産試験場		場長 次長 部長 <u>総務課長</u> 船長( <u>試験船おしどりの船長を除く。</u> )
略		
略		
教育委員会事務局等	本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 主幹(教育総務課 <u>給与担当</u> の主幹に限る。) 係長( <u>教育総務課総務係、小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係</u> の係長に限る。) 副主幹(教育総務課 <u>給与担当、人事担当及び教育企画室、小中学校課</u>

		<p>企画調整担当、小中学校課就学 助成担当並びに高等学校課管理 係の主事で人事関係の企画に関 する事務を行うものに限る。)</p>			<p>就学助成担当並びに高等学校課 管理係の主事で人事関係の企画 に関する事務を行うものに限 る。)</p>
	略			略	
	略			略	
	略			略	
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち 庶務又は<u>庁舎管理</u>に関する事務を行う課長補佐 をいう。</p> <p>3～5 略</p>			<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち 庶務又は<u>庁舎取締り</u>に関する事務を行う課長補 佐をいう。</p> <p>3～5 略</p>		

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。